

建築士事務所の開設者の方へ

～管理建築士講習を受けていないと建築士事務所登録が取り消されます～

- 平成20年に建築士法が改正・施行され、管理建築士に、「管理建築士講習」の受講が義務づけられました
- 未だ受講していない管理建築士の方は、平成23年11月27日までに管理建築士講習を受講しなければなりません
- この日までに受講し修了(講習には修了考査があります)しないと、
 - ・ 建築士事務所の登録が取り消されます
 - ・ 取消の日から 5年間は、再度の登録ができません
 - ・ 建築士事務所の開設者が建築士の場合は、その建築士も懲戒処分の対象となります
- 管理建築士講習は4つの登録講習機関で開催していますので、未受講の方は速やかに申込みをお願いいたします

(財)建築技術教育普及センター(TEL 03-5524-3105) NPO法人 東京土建ATEC (TEL 03-6915-2284)
(株)総合資格学院法定講習センター(TEL 050-5541-7500) NPO法人 埼玉土建建築支援センター (TEL 048-669-1551)

また、講習の情報は <http://www.icas.or.jp/kenchikushiho/kanri.php> をご参照下さい (一般社団法人 新・建築士制度普及協会のHP)
- 制度や手続きに関する問い合わせは、各都道府県 建築士法担当課へ

建築士事務所の開設者の方へ

～管理建築士講習を受けていないと建築士事務所登録が取り消されます～

- 平成20年に建築士法が改正・施行され、管理建築士に、「管理建築士講習」の受講が義務づけられました
- 未だ受講していない管理建築士の方は、平成23年11月27日までに管理建築士講習を修了しなければなりません
- この日までに受講し修了(講習には修了考査があります)しないと、
 - ・ 建築士事務所の登録が取り消されます
 - ・ 取消の日から 5年間は、再度の登録ができません
 - ・ 建築士事務所の開設者が建築士の場合は、その 建築士も懲戒処分の対象となります
- 管理建築士講習は4つの登録講習機関で開催していますので、未受講の方は速やかに申込みをお願いいたします

(財) 建築技術教育普及センター(TEL 03-5524-3105) NPO 法人 東京土建 A T E C (TEL 03-6915-2284)

(株) 総合資格学院法定講習センター(TEL 050-5541-7500) NPO 法人 埼玉建築支援センター(TEL 048-669-1551)

○ 制度や手続きに関する問い合わせは、各都道府県 建築士法担当課へ

北海道	建築指導課	011-231-4111	石川県	建築住宅課	076-225-1778	岡山県	建築指導課	086-226-7499
青森県	建築住宅課	017-734-9693	福井県	建築住宅課	0776-20-0506	広島県	建築課	082-223-3435
岩手県	建築住宅課	019-629-5935	山梨県	建築住宅課	055-223-1734	山口県	建築指導課	083-933-3835
宮城県	建築宅地課	022-211-3245	長野県	建築指導課	026-235-7335	徳島県	建築開発指導課	088-621-2604
秋田県	建築住宅課	018-860-2565	岐阜県	建築指導課	058-272-8685	香川県	建築課建築指導室	087-832-3612
山形県	建築住宅課	023-630-2651	静岡県	住まいづくり課	054-221-3072	愛媛県	建築住宅課	089-912-2758
福島県	建築指導課	024-521-7523	愛知県	建築指導課	052-954-6585	高知県	建築指導課	088-823-9891
茨城県	建築指導課	029-301-4722	三重県	建築開発室	059-224-2708	福岡県	建築指導課	092-643-3721
栃木県	建築課	028-623-2514	滋賀県	建築課	077-528-4251	佐賀県	建築住宅課	0952-25-7165
群馬県	建築住宅課	027-226-3708	京都府	建築指導課	075-414-5348	長崎県	建築課	095-894-3093
埼玉県	建築安全課	048-830-5515	大阪府	建築安全課	06-6941-0351	熊本県	建築課	096-333-2534
千葉県	建築指導課	043-223-3183	兵庫県	建築指導課	078-362-3608	大分県	建築住宅課	097-506-4679
東京都	建築企画課	03-5388-3356	奈良県	建築課	0742-27-7563	宮崎県	建築住宅課	0985-26-7195
神奈川県	建築安全課	045-210-6262	和歌山県	建築住宅課	073-441-3184	鹿児島県	建築課	099-286-3710
新潟県	建築住宅課	025-280-5441	鳥取県	住宅政策課	0857-26-7697	沖縄県	建築指導課	098-866-2413
富山県	建築住宅課	076-444-3356	島根県	建築住宅課	0852-22-5219			

建築士事務所協会会員の皆様へ

～ 管理建築士講習の受講に関する重要なお知らせ ～

- 貴建築士事務所において、管理建築士が未だ「管理建築士講習」を受講していない場合は、直ちに申込みをするようお願いいたします。
- 「管理建築士講習」を実施しているのは次の登録講習機関です。

(財)建築技術教育普及センター	(TEL 03-5524-3105)
(株)総合資格学院法定講習センター	(TEL 050-5541-7500)
NPO法人 東京土建ATEC	(TEL 03-6915-2284)
NPO法人 埼玉土建建築支援センター	(TEL 048-669-1551)
- 知り合いで「管理建築士講習」を受講していない方がいらっしゃれば、ぜひ本人に教えてあげてください。
- 11月27日までに受講し修了しないと、
 - ・建築士事務所の登録が取り消されます
 - ・取消の日から5年間は、再度の登録ができません
 - ・建築士事務所の開設者が建築士の場合は、その建築士も懲戒処分の対象となります
- 登録が取り消されたにもかかわらず、設計等の業務を行った場合には、無登録業務となり、建築士法第23条の10(無登録業務の禁止)違反により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられ、違反者が建築士であれば懲戒処分の対象となります。
- 期限までに「管理建築士講習」を受講できない場合には、廃業するか、受講済の別の建築士に管理建築士を変更するかのどちらかしかありません。この場合にも、都道府県に対する廃業の届け出、又は管理建築士の変更の届け出が必要です。必要な手続を取らないと、いずれにしても、建築士事務所の登録が取り消されます。
- 全ての建築士事務所で、「管理建築士講習」の受講、廃業届け、管理建築士の変更届けのいずれかの手続等をしていただくようお願いいたします。

社団法人 日本建築士事務所協会連合会